

令和3年8～9月分保育料の日割り計算について



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所にお通いの児童の令和3年8～9月分の保育料を次のとおりといたします。

□ 8～9月分の保育料（0～2歳児クラス）について

8月3日～9月30日（緊急事態宣言期間中）の間で、登園を控えた日のある児童を対象に、保育料（利用者負担額）を日割り計算いたします。

8月2日は日割り計算の対象外となるため、実際の出欠席にかかわらず、登園として扱います。また、緊急事態宣言解除後は、日割り計算の対象外となります。

ただし、日割り計算後の金額は、登園日数が確定しないと算出できないため、11月以降に返金となります。

なお、日割り計算後の保育料の算出方法は次のとおりとなります。登園日数は、市から各施設に確認いたします。

$$\left[\text{当月分の保育料} \times \frac{\text{登園日数}}{25} \right] \quad \text{10円未満切り捨て}$$

参考例：月額25,000円 10日間登園した場合

$$25,000\text{円} \times \frac{10\text{日}}{25\text{日}} = 10,000\text{円}$$

対象期間で欠席日数が0日の場合は、日割り計算の対象外となります。

延長保育料及び3～5歳児クラスの給食費の対応については、各施設にご確認ください。

認可保育所にお通いの方は市、認定こども園・地域型保育事業所にお通いの方は各施設から返金となります。

保護者の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。